

本編

第5章 ゆるぎない年金制度の構築

第1節 多様化する老後保障

1 人生80年時代の老後保障

人生80年時代を迎え、国民の老後期間も伸長している。これに伴い、老後の生活設計への関心も大いに高まってきている。

高齢者世帯(注1)の経済状況を「国民生活実態調査」(厚生省統計情報部)からながめてみると、高齢者世帯の所得水準は、昭和50年において114.7万円で一般世帯の41.5%であったものが、57年には218.4万円で一般世帯の46.8%へと増加している。それぞれの世帯員の必要経費は一律ではないため単純な比較は難しいが、仮にこれを世帯員1人当たり(注2)で見ると、既に一般世帯を上回る水準となっている。高齢者世帯の所得のうち、年金・恩給の占める割合も、昭和50年に26.2%であったものが57年には45.8%に増大しており、初めて稼働所得を上回った。さらに、世帯業態ごとに世帯主の年齢変化による1世帯当たりの年間所得の推移を比較してみると(第5-1図)、世帯主の年齢変化による所得の変化が最も大きいのは雇用者世帯であり、最も小さいのは農耕世帯である。雇用者世帯と自営業者世帯では世帯主年齢が50~59歳あたりの時点で所得のピークを迎え、以降徐々に減少している。なお、一般のサラリーマンの場合を考えると、その多くが60~64歳の時点で引退するので60~64歳以降は、無業世帯としてその他世帯に属することになるが、この場合、年間所得は急激に減少することがわかる。一方、年金・恩給の受給額をみると、所得ピークを過ぎたあたりから急速に多くなっており、稼働所得の減少をうまくカバーしていることがわかる。また、その他の世帯において年間所得に占める年金・恩給の割合が特に大きい。このように、公的年金は、ライフサイクルの適切な局面で機能していると言える。

(注1) 高齢者世帯とは、男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成するか、または、これらに18歳未満の者が加わった世帯をいう。

(注2) 昭和50年昭和57年

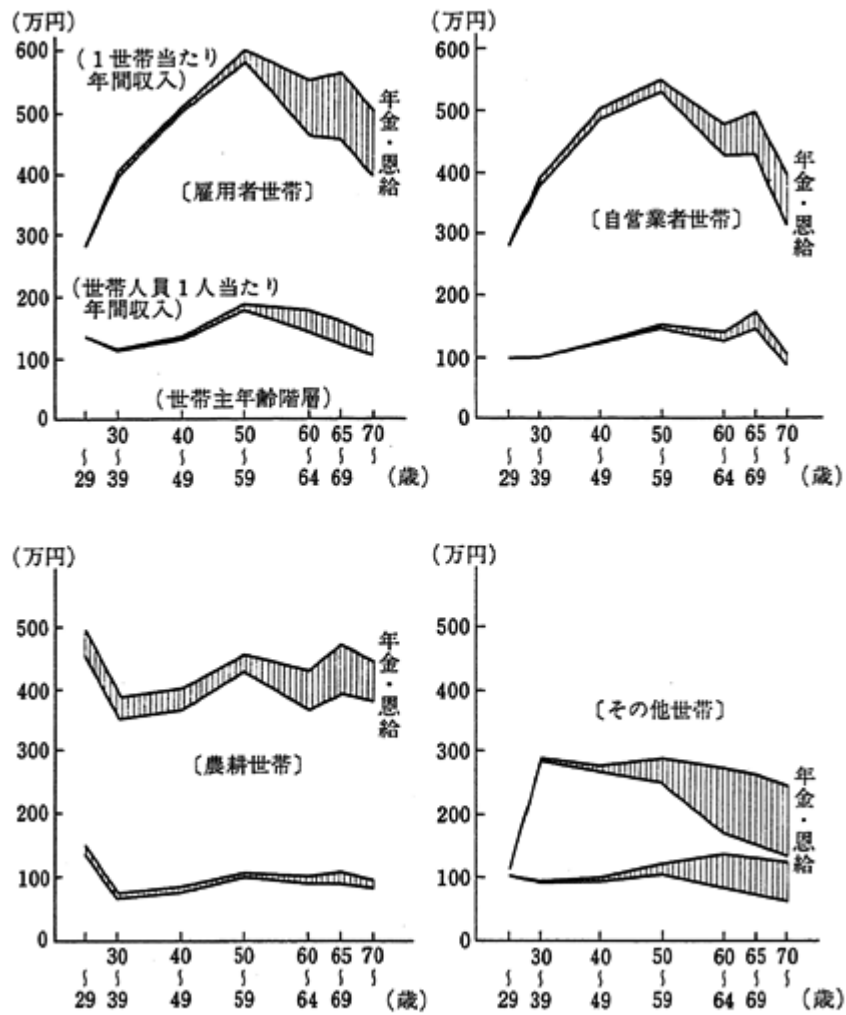
高齢者世帯74.1万円(98.3)→142.4万円(188.9)

一般世帯※75.4万円(100)→129.8万円(172・1)

※一般世帯=全世帯-高齢者世帯-母子世帯

第5-1図 世帯業態別にみた世帯主の年齢変化による年間収入と年金・恩給受給額の変化

第5-1図 世帯業態別にみた世帯主の年齢変化による年間収入と
年金・恩給受給額の変化



資料：厚生省統計情報部「昭和58年国民生活実態調査」

(注) その他の世帯とは、最多収入者が全く働いていない世帯、家賃・利子・配当・年金・恩給で収入を得ている世帯が含まれる。

円満な老後夫婦



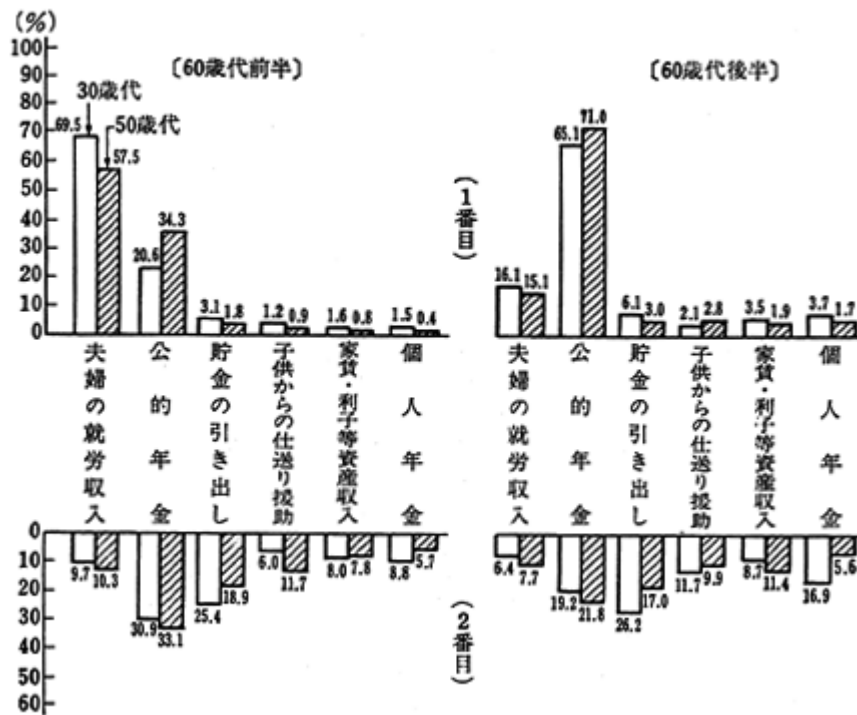
円満な老後夫婦

次に、公的年金以外の老後保障の手段へと目を転じてみると、まず、高齢者世帯の就労収入(稼働所得)は、昭和51年に82.2万円(57年価格)であったものが57年には91.4万円と着実に増加している。個人貯蓄の状況を見ると、世帯主が60歳以上の世帯の貯蓄の昭和58年現在高は、1,069.2万円に達している(総理府「貯蓄動向調査」)。このほか、老後の準備として個人年金への加入なども増加している。

出生率が低下し、他方で核家族化が進行しているので、老後の生活設計において子供からの援助など私的扶養に頼りにくくなっており、人々は公的年金をはじめとして様々な老後生活の収入源を考えざるを得なくなっている。「昭和58年社会保障総合調査」(厚生省政策課)から、人々が老後生活においてどんな収入源に頼ろうと考えているかを見てみよう。老後期間を60歳代前半、60歳代後半、70歳以上の3期に分け、それぞれの時期において収入源として1番目と2番目に挙げられるものは何かを、30歳代層と50歳代層を例にとり収入源ごとの割合で示したのが第5-2図である。1番目の収入源をみると、両世代とも60歳代前半は夫婦の就労収入、60歳代後半の時期は公的年金でと考えている人が最も多い。2番目の収入源をみると、30歳代層は50歳代層に比べて、子供からの仕送り・援助など私的扶養に頼るよりも貯金の引き出しや個人年金などに頼る「自助努力型」の老後の生活設計を立てている人が多い。なお、70歳以上の時期では世代間の差は小さく、60歳代後半の時期とほぼ同じ傾向である。

第5-2図 老後生活の収入源として何を考えるか(世代別)

第5-2図 老後生活の収入源として何を考えるか(世代別)

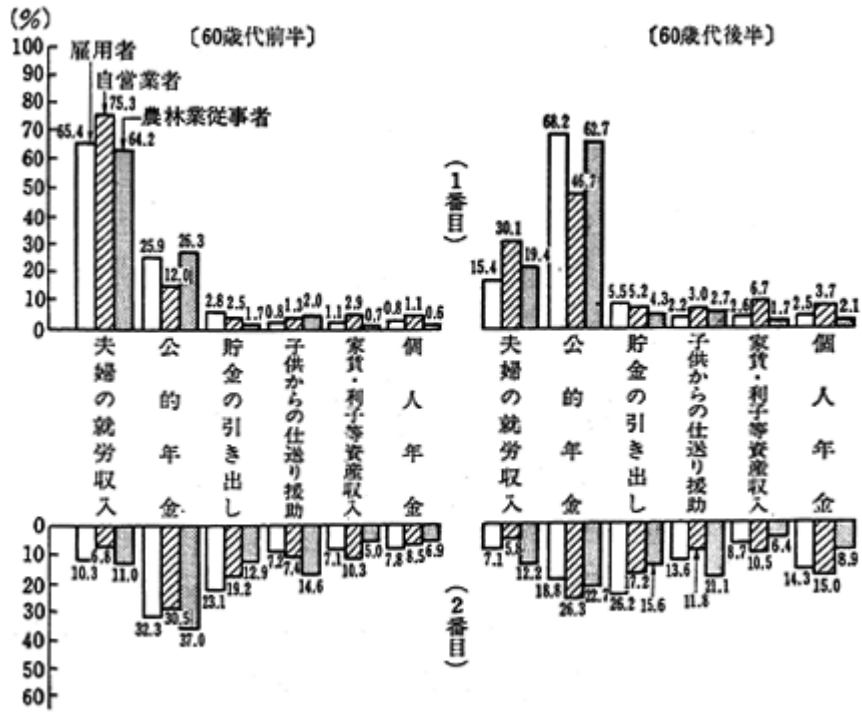


資料：厚生省政策課「昭和58年社会保障総合調査」

次に同様のことを回答者の職業別に見てみよう(第5-3図)。どの職業に従事する人も60歳代前半は夫婦の就労収入,60歳代後半の時期は公的年金を軸として老後の生活設計を立てている点は変わらないが,特に,雇用者と農林業従事者は公的年金に頼る人の割合が大きい。一方,60歳代後半において公的年金を補完する手段としては,雇用者は貯金の引き出しや個人年金,自営業者は夫婦の就労収入,農林業従事者は子供からの仕送り・援助を挙げる者が多い。老後の生活設計は,年齢変化に伴い様々な手段の組み合わせが考えられており,また,個人の職業に応じ,さらには世代によっても多様化していることがわかる。

第5-3図 老後生活の収入源として何を考えるか(職業別)

第5-3図 老後生活の収入源として何を考えるか(職業別)



資料：厚生省政策課「昭和58年社会保障総合調査」

本編

第5章 ゆるぎない年金制度の構築

第1節 多様化する老後保障

2 公的年金の役割

人生80年時代の老後保障を考えると、公的年金をはじめとし、就労収入、貯蓄、個人年金などの自助努力あるいは子供からの仕送り・援助などの私的扶養を含めた多様な手段を活用していくことが望ましい。具体的には、個人の就業実態、家族構成、資産保有状況や年齢変化に応じて老後の生活設計が立てられ、その生活設計に沿った事前準備が行われることとなる。こうした中で、公的年金制度は、全国民から強制的に保険料を徴収し、老齢など所得喪失要因が生じた場合に給付を行うことにより生活が不安定化するのを未然に防ぐための社会的扶養システムであり、実質価値の維持と終身の所得保障により予想外の物価上昇や生活水準の上昇に対処することができるため、現在、老後保障の支柱としての役割を果たしている。今後とも、その役割の一層の充実が求められるとともに、老後保障における個別的ニーズについては、企業年金、個人年金、貯蓄その他を活用して対応していくことになる。

本編

第5章 ゆるぎない年金制度の構築

第2節 社会経済状況の変化と公的年金

我が国の公的年金制度の歴史は、公務員を対象とする恩給制度に始まり、昭和29年における一般被用者を対象とする厚生年金保険制度の全面改正、昭和36年における自営業者等被用者以外の者を対象とする国民年金制度の発足等を経て、国民皆年金体制が実現するに至っている。

このように、それぞれの集団ごとに、逐次制度が整備されてきたことにより、現在のように、3種7制度に分立することとなっている。各制度には、それぞれの目的と沿革があり、給付についても各制度ごとに独自の設計を行っている。このように公的年金制度が分立していることに伴い、制度間格差、産業構造等の変化に伴う制度基盤の不安定化、重複給付・過剰給付など様々な問題が指摘されている。

本編

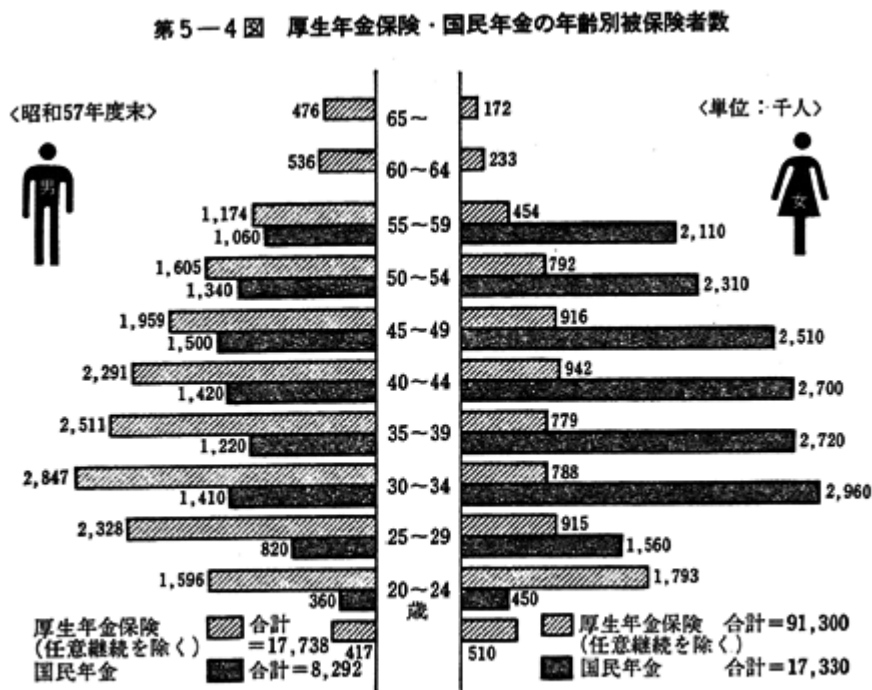
第5章 ゆるぎない年金制度の構築

第2節 社会経済状況の変化と公的年金
(就業構造の変化)

近年の本格的な工業化,都市化の発展に伴う産業構造・就業構造の変化は公的年金制度に大きな影響を与えている。

雇用者の数は昭和30年当時,1,690万人と就業者全体の41.0%を占めるにすぎなかったが,昭和57年には4,098万人と72.7%を占めるに至っている。こうした昭和30年代後半以降における雇用者の増加により,厚生年金保険の被保険者数が若年層において急増している。国民年金においては,自営業者等の強制加入の被保険者数は昭和40年代から横ばい傾向にある。厚生年金保険及び国民年金における年齢別の被保険者数をみると,厚生年金保険の男子被保険者数のピークは30歳代前半であるのに対し,国民年金の男子被保険者数のピークは40歳代後半である(第5-4図)。

第5-4図 厚生年金保険・国民年金の年齢別被保険者数

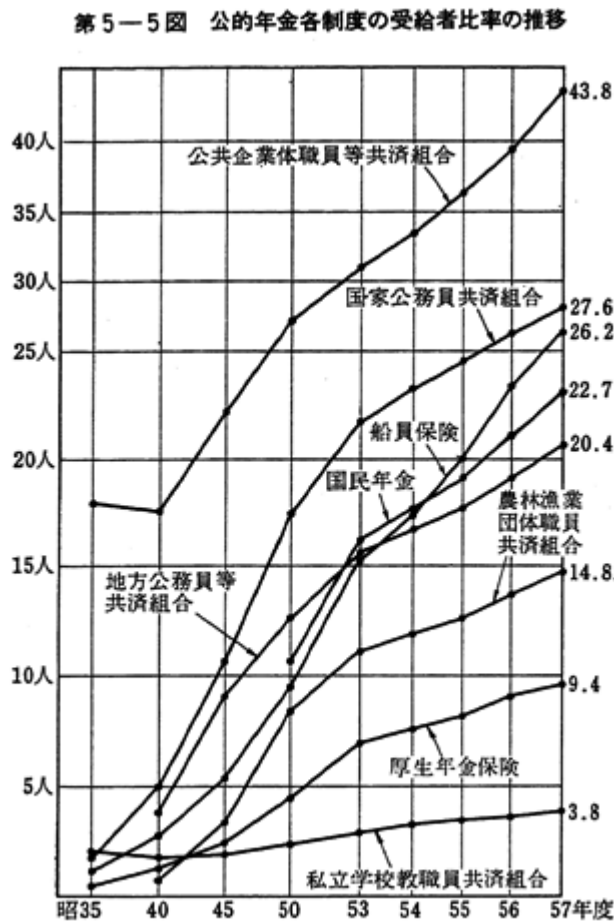


資料：社会保険庁「昭和57年度事業年報」

第5-3図でみるように,一般的に就業生活からの引退が直ちに生活の糧を失うことになるサラリーマン層では,公的年金を老後生活の主たる収入源と考える人の割合が特に多い。近年における公的年金への期待の高まりには,こうしたサラリーマンの増加もその一因となっていると言えよう。他方,現行の公的年金制度においては,職域を中心として制度がタテ割りで構築されているので,こうした産業・就業構造の変化の影響をまともに受けて,給付を支える被保険者が少なくなる制度においては,そのよって立つ基盤が不安定になるものが生じることは避けられない。

分立する各年金制度の置かれた状況を、それぞれの受給者比率(老齢・退職年金受給者数の被保険者数に対する割合)からながめてみよう(第5-5図)。これによると、厚生年金保険は、先にみたとおり被保険者の増加が続いたこと等によって受給者比率は9.4%と低いが、船員保険は海運業の景気動向等を反映して被保険者数が昭和45年度の26.2万人をピークに減少し、昭和58年度ではピーク時の約7割の18.5万人となっている。このため、受給者比率は26.2%と比較的高い。一方、国民年金は被保険者数の増加が止まる一方、5年年金・10年年金といった経過年金の受給者がいるため、制度の創設は比較的新しいが、受給者比率は22.7%と高くなっている。また、公共企業体職員等共済組合の中でも国鉄共済は、受給者数の増加と合理化による職員数の減少により、受給者比率は既に65.7%と極めて高くなっている。

第5-5図 公的年金各制度の受給者比率の推移



資料：総理府「社会保障統計年報」

今後、各年金制度は、人口の高齢化とほぼ時期を同じくして成熟期を迎えることになるが、受給者比率で表わされる成熟化の程度は就業構造等の変化を反映して制度間でかなりの相違が出てくるものと考えられる。これに対し、各保険集団ごとにバラバラの対応を図ったのでは安定的な制度運営は難しい。

中央年金相談室の相談風景



中央年金相談室の相談風景

本編

第5章 ゆるぎない年金制度の構築

第2節 社会経済状況の変化と公的年金 (高齢者の増大)

高齢者の増大に伴い、公的年金制度における老齢(退職)年金の受給者数も急増している。公的年金制度の大宗を占める厚生年金保険と国民年金(拠出制)の老齢年金受給者数は、昭和58年度末の約891万人から約30年後の昭和90年には約2,222万人と2.5倍以上になるものと見込まれ、現行法ベースにより概算すると、これに伴う年金給付費は5.5倍程度に達するものと予想される(昭和59年度財政再計算)。戦後のベビーブームにより出生した「団塊の世代」が年金受給年齢に達する今から30年後が我が国社会の高齢化めピークであり、公的年金制度の真価が問われる正念場がまもなくやってくる。

本編

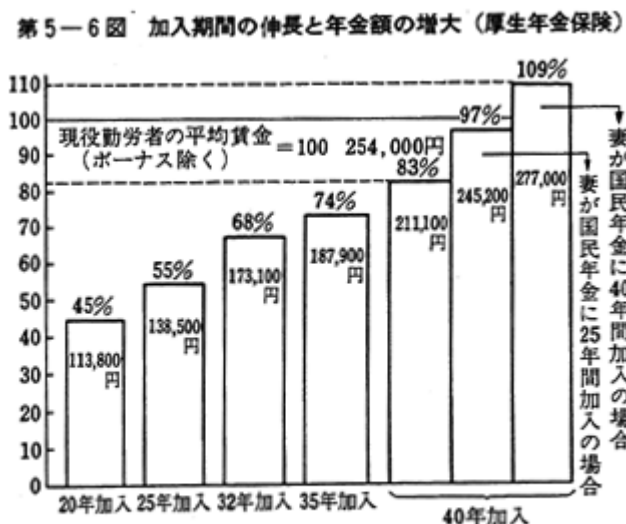
第5章 ゆるぎない年金制度の構築

第2節 社会経済状況の変化と公的年金
(現行制度の「構造的水準」)

年金制度の長期的安定を考える場合、制度が成熟した段階における給付水準(いわゆる「構造的水準」)がどの程度かが重要な問題となる。今後、制度の成熟化に伴って、平均加入年数も伸長し、やがては、40年間加入することが一般的となる。現行制度では、加入期間が伸びるにつれて、年金額も増大していく仕組みになっており、このまま放置すれば、将来年金額は現役労働者の賃金に比べてかなりの高水準に達することが見込まれる。

例えば、厚生年金保険に40年加入の場合、現行制度のままでは、夫婦で月額211,100円(昭和59年度価格。直近男子の平均標準報酬月額83%に相当。仮にその妻が国民年金に40年間加入していたとすれば、年金額は、夫婦合わせて277,000円で直近男子の平均標準報酬月額の109%に相当(第5-6図)となる。このような高い給付水準は、現役勤労者の所得水準とのバランスを失し世代間の公平性を損なうばかりでなく、年金給付費の増大を加速させ、制度を支える後代世代に過重な負担を課す要因となる。

第5-6図 加入期間の伸長と年金額の増大(厚生年金保険)



(注) 年金額及び平均賃金はいずれも昭和59年度価格

本編

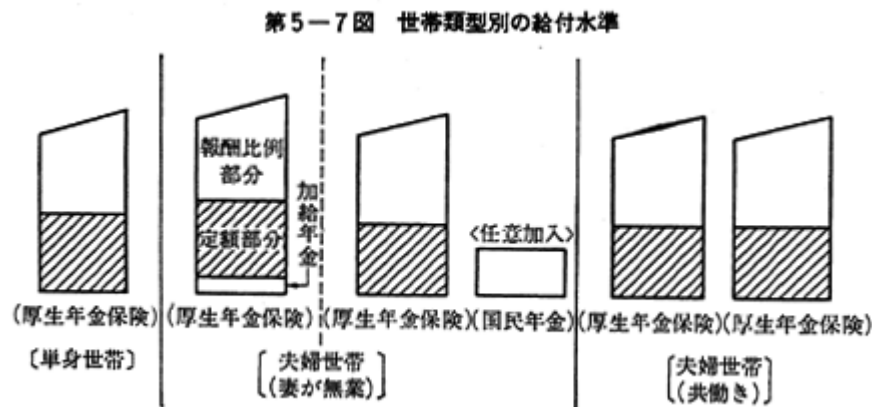
第5章 ゆるぎない年金制度の構築

第2節 社会経済状況の変化と公的年金

(婦人の職場進出と年金)

現行の公的年金制度において、被用者を対象とする厚生年金保険、共済組合等は、被用者たる夫と職を持たず家事に専念する妻とを給付の標準的な単位とし、妻については、夫への年金でカバーするといういわゆる世帯単位の仕組みとなっている。これに対し、国民年金は、夫婦それぞれが独立に被保険者となるとともに、それぞれ独自に年金を受給するといういわゆる個人単位の設計になっている。このように我が国においては、世帯単位の年金制度と個人単位の年金制度が混在しているが、さらに、被用者の妻の国民年金への任意加入制度も存在し、公的年金全体としては、かなり複雑な仕組みになっている。このような現行制度の下では、サラリーマンの妻が国民年金に任意加入したか否か、あるいは外で働き被用者年金保険に加入しているか否かにより、その給付水準にアンバランスが生じることになる(第5-7図)。

第5-7図 世帯類型別の給付水準



第1章で述べたように、人生80年時代を迎え婦人の生活も大きく変化しており、妻が外に働きに出ないことを想定して設計されている被用者年金保険に大きな影響を及ぼしている。女子有配偶者(15歳以上)のうち、非農林業雇用者の占める割合をみると、昭和35年に8.8%(約170万人)であったものが、58年には28.8%(約877万人)へと大きく上昇しており、このうち常用雇用者は656万人である(総務庁「労働力調査」)。これは、結婚前に引き続き結婚後も会社勤めをする婦人や、子育てに手がからなくなって就労する婦人が増加していることによるものと考えられる(第5-4図参照)。これらの婦人が老後に独自の被用者年金を受給することになれば、こうした世帯においては配偶者の分までカバーする年金が2つ支給されることになり、現在の公的年金制度は構造的な過剰給付要因を内包していると言える。

また、現行制度の仕組みの下では、サラリーマンの妻(専業主婦)については、国民年金に任意加入しなかった場合、障害となったり、離婚したときに、年金保障に欠けるケースがあるといった問題がある。

厚生白書(昭和59年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

本編

第5章 ゆるぎない年金制度の構築

第3節 安定した老後保障基盤の確立

1 公的年金制度改革の視点

(年金改革のめざすもの)

老後保障手段が多様化し、公的年金制度を取り巻く社会経済状況も大きく変化する中で、公的年金制度は、21世紀の本格的な高齢化社会においても、老後保障の主柱として十分その役割を果たさなければならない。そのためには、公的年金制度を長期にわたり、健全かつ安定的に運営していくための基盤を今のうちから確保していくことが必要である。

公的年金に寄せる信頼を揺るぎないものとしていくためには、あらゆる面で公平性を確保していくことが必要である。公的年金が現役世代の納める保険料によって老齢世代への給付の費用を賄うという仕組みである以上、老齢世代が受ける年金額と制度を支える現役世代の生活水準や負担とのバランスにまず配慮しなければならない(世代間の公平性)。また、同世代においては、加入した年金制度によってその給付内容や条件に不合理な格差のないことが求められる(世代内の公平性)。

本編

第5章 ゆるぎない年金制度の構築

第3節 安定した老後保障基盤の確立

1 公的年金制度改革の視点

(年金の一元化に向けて)

世代間及び世代内の公平性を確保しつつ、現行制度のもつ諸問題を解決し、揺るぎない制度とするために、国民共通の基礎的な年金を導入する等年金制度一元化についてここ数年来様々な場で議論されてきた。そうした議論の集約として、政府は国民年金、厚生年金保険及び船員保険について、基礎年金の導入等を主な内容とする制度改革を行うこととし、「国民年金法等の一部を改正する法律案」を第101回国会に提出したところである。この制度改革は今後における公的年金制度全体の改革を方向づけるものである。これを受けて共済年金についても、昭和60年に同様の法改正を行い、昭和61年に同時実施し、さらに給付と負担の両面において制度間調整を進め、昭和70年度を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させることを閣議決定している。

本編

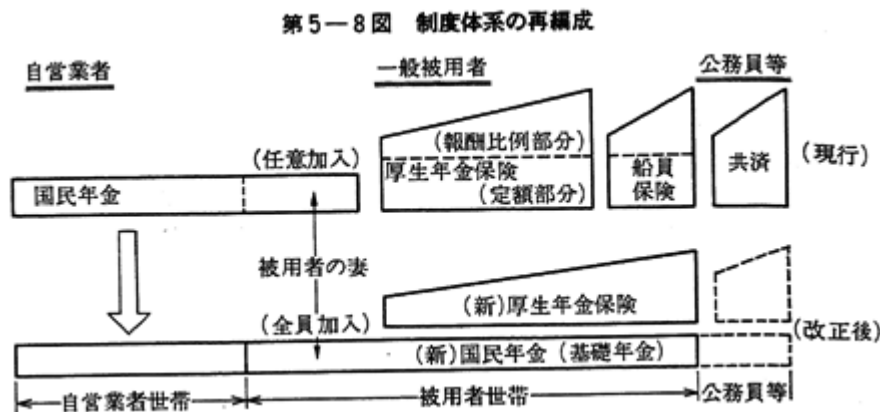
第5章 ゆるぎない年金制度の構築

第3節 安定した老後保障基盤の確立

2 基礎年金の導入

基礎年金構想は、国民年金を全国民共通の基礎的年金に発展させるというものであり、自営業者、農林漁業従事者等従来の加入者に加え、サラリーマンとその妻も国民年金に加入することになる。この結果、基礎年金は国民全てに共通の給付となる一方、この部分については、国民全てにより支えることになる。厚生年金保険は、原則として、基礎年金の上乗せとしての報酬比例の年金を支給する制度に再編成される。したがって、全国民を対象とする国民年金は公的年金制度の土台として一階部分を、一般被用者を対象とする厚生年金保険は二階部分を担うことになる(第5-8図)。

第5-8図 制度体系の再編成



基礎年金は、個人単位の給付となり、老齢基礎年金で月額5万円(夫婦で10万円昭和59年度価格)としている。この水準は、老後生活の基礎的な部分を保障するものとして、高齢者の現実の生計費などを総合的に勘案して設定されている。また、基礎年金の給付に要する費用は、各制度から加入者の総数に応じ頭割りによって拠出金を持ち寄る方式をとっており、国庫負担は基礎年金部分に集中一元化され、加入者1人1人に公平に配分することとしている(負担率1/3)。

21世紀の本格的な高齢化社会の到来に十分耐えうる安定的な年金制度の基盤を確立するためには、こうした基礎年金の導入は不可欠なものであり、これによりこれまで懸案となっていた多くの課題の解決が図られる。

第1に、基礎年金は各制度共通の横断的な仕組みなので、全ての国民にとって給付と負担の両面で公平が図られ、制度間格差を是正することが可能となる。

第2に、基礎年金は、自営業者、被用者の区別なく、国民全体で制度を支えていく仕組みであるため、時々の産業・就業構造の変化による影響を遮断し、長期的展望に立った安定的運営が可能になる。

第3に、国民1人に一つの基礎年金が支給されることとなり、重複給付・過剰給付が整理されることになる。

なお、基礎年金の導入により婦人の年金権の確立、障害者の所得保障の充実も実現することになる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

本編

第5章 ゆるぎない年金制度の構築

第3節 安定した老後保障基盤の確立

3 給付と負担の適正化

公的年金制度が、人生80年時代の老後の所得保障の支柱にふさわしい地位を築くためには、制度の再編成のほかに給付と負担の適正化を図ることが必要である。

本編

第5章 ゆるぎない年金制度の構築

第3節 安定した老後保障基盤の確立

3 給付と負担の適正化

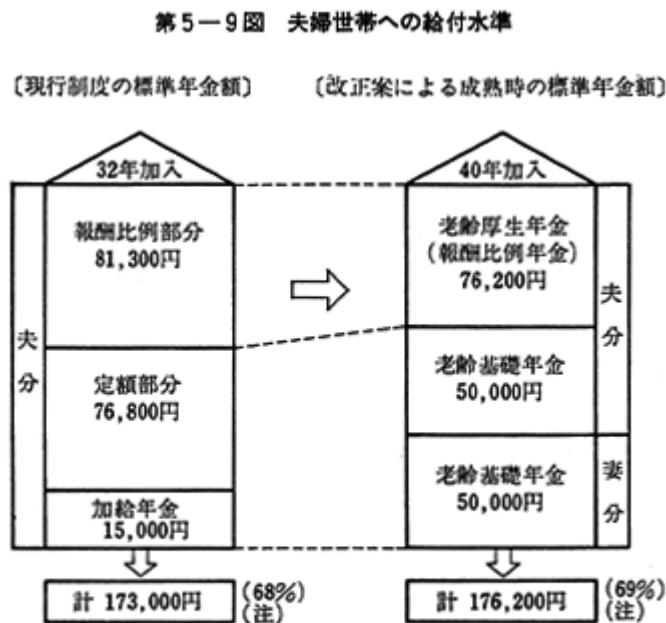
(給付水準の適正化)

将来40年加入が一般的になった成熟段階における年金の給付水準については、制度を支える現役勤労者の所得水準や負担とのバランスを保つという観点から、適正な水準に設定する必要がある。

前に述べたように、厚生年金保険については、現行制度のままではその構造的水準が、現役勤労者のボーナスを除いた平均賃金(平均標準報酬月額)の83%となる(第5-6図参照)。現役勤労者には、ボーナス収入がある反面、税や社会保険料の負担、さらには、子供の教育費等の支出があるのに対し、年金を受給する高齢世代は老夫婦2人の世帯を維持していけばよいことを考えればこの水準は、現役勤労者の所得水準や負担とのバランスを失しているものと言える。

そのため、改正案では、制度の成熟化に伴う平均加入年数の伸長に合わせて、年金額を20年かけて徐々に逡減していくこととしている。その際、標準的な加入期間を有するサラリーマン世帯の場合、現在支給されている標準的な年金の水準が、ボーナスを除く男子平均賃金の68%程度となっていることを勘案し、同程度の水準を将来にわたって維持していくこととしている(第5-9図)。

第5-9図 夫婦世帯への給付水準



※ 金額はいずれも昭和59年度価格

(注) %は現役男子の平均標準報酬月額 254,000 円に対する比率

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

本編

第5章 ゆるぎない年金制度の構築

第3節 安定した老後保障基盤の確立

3 給付と負担の適正化

(負担水準の適正化)

今回の改正案による負担水準はどうであろうか。前述のような給付水準の適正化により、厚生年金保険の場合、現行のままではピーク時において保険料率が38.8%(労使折半)まで上昇するものが28.9%(労使折半)にとどまる。また、国民年金の場合には、現行のままでは月額19,500円まで引き上げなければならなかったものが月額13,000円(いずれも昭和59年度価格)と負担が大幅に軽くなる(注3)。

支給開始年齢の問題については、高齢者の雇用動向等を踏まえ長期的な視点に立って検討する必要があるが、仮に厚生年金保険の支給開始年齢を将来65歳にするとして試算すれば、ピーク時の保険料率は23.9%に収まる(注4)。これをボーナスを含めた総報酬ベースに引き直して試算すると、我が国と同様の社会保険方式をとっている西独の現在の負担水準並みの18.5%程度(労使折半)に収まることになる。

(注3) 年金額の改定率を年5%とし、積立金の運用利回りを利率8%と仮定した場合の試算である。

(注4) (注3)の仮定のほか、支給開始年齢を昭和73年度から85年度までの間に65歳まで段階的に引き上げていくと仮定した試算である。

本編

第5章 ゆるぎない年金制度の構築

第3節 安定した老後保障基盤の確立

4 婦人・障害者に対する年金保障 (婦人の年金権の確保)

今回の改正案においては、サラリーマンの妻も含めて全ての婦人に独自の基礎年金を支給することになっている。これにより婦人の年金権の確立、世帯としての年金水準の適正化が実現されることになる(第5-9図参照)。

全ての婦人が自分名義の基礎年金の権利を有することにより、サラリーマンの妻が障害となったときには、自分名義の障害基礎年金が支給され、万が一離婚ということになっても、老後には、自分名義の老齢基礎年金が支給されることになる。

サラリーマンの世帯への基礎年金は、いわばこれまでの厚生年金保険の定額部分と加給年金とが、それぞれ夫・妻への基礎年金に発展したものと言える。なお、これにより世帯類型に応じた給付水準の適正化が図られることになり、現行制度では、標準的な受給者で夫婦世帯への年金額は単身世帯への年金額に対して110%でしかなかったものが140%となり、より生活実態に近づいたものとなっている。

本編

第5章 ゆるぎない年金制度の構築

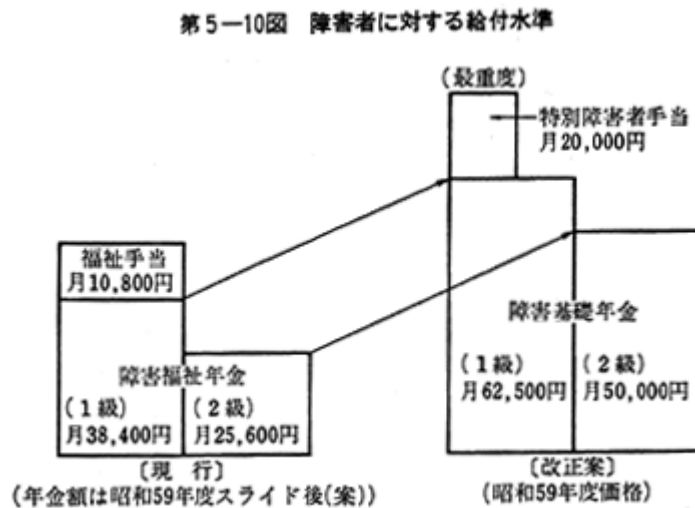
第3節 安定した老後保障基盤の確立

4 婦人・障害者に対する年金保障
(障害年金の充実)

改正案における基礎年金は職域による垣根を超えて国民全てが一つの制度を支えるという基本理念に基づいているが、この考え方を活かし、20歳前に障害となり、このため年金制度に加入できなくて低額の障害福祉年金が支給されていた幼い時からの障害者にも、他の障害者と同様に障害基礎年金を支給し、その生活を国民全体で支えていくことにしている。また、65歳までの間に障害となった者にも障害年金を支給するよう事後重症制度を改善することとしている。

このほか、障害等級が1級の人のうち、日常生活において常時特別の介護を必要とするような最重度の人に対しては、年金制度とは別に「特別障害者手当」が支給され、障害基礎年金の支給と合わせて重度障害者には従前と比べて大幅な改善が行われることとなる。(第5-10図)。

第5-10図 障害者に対する給付水準



本編

第5章 ゆるぎない年金制度の構築

第4節 年金をめぐる諸問題

1 企業年金の進展

(1) 普及する企業年金

企業年金には、本格的な制度としては厚生年金保険の老齢年金の一部を代行し更にそれを上回る企業独自の給付を合せて行う「厚生年金基金」がある。このほか、社外に資金を積立てる等一定の要件を備えたものに税法上の優遇措置が認められた「適格退職年金」及び税法上の優遇措置はないが給付原資を社内に留保して行う自社年金がある。

人生80年時代の長い老後生活を支えるものとして、最近、企業年金に対する国民の関心が急速に高まっている。以下、企業年金の問題について見てみよう。

(企業年金の役割)

企業年金には各職域の特色を生かして、それぞれの定年年齢、賃金水準等の実態に応じた退職後の個別ニーズを満たすことにより、勤労者の老後保障において公的年金を補足するという役割がある。

このほか、企業年金には外部に計画的に資金を積み立てることによって、将来の莫大な退職金支払の負担を平準化するという機能もある。さらに、企業年金の充実によって雇用条件が改善されるとともに、人材の確保等が円滑に行われるという労務管理的な側面もある。

企業年金の公的年金を補足する役割として、まず、公的年金に対する「上積み」機能が挙げられよう。公的年金の給付水準は全国一律に画一的平均的に設定するものであることから、これを超える個々人のニーズに対応するため、企業年金を活用するということである。

このほか、弾力的な給付設計ができるという特長を生かして、公的年金への「つなぎ」を果たすという機能が指摘できる。定年直後の比較的支出が大きき一定の期間に、より厚い給付を行い、なだらかな引退への移行に資するというものである。

以上のような企業年金の機能は今後益々重要なものになると考えられる。

本編

第5章 ゆるぎない年金制度の構築

第4節 年金をめぐる諸問題

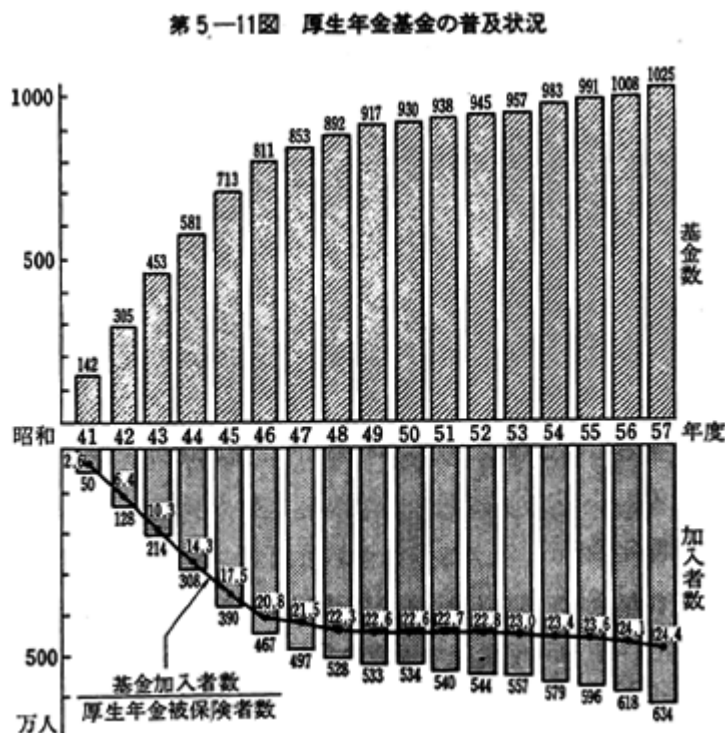
1 企業年金の進展

(2) 企業年金の現状

1) 厚生年金基金

厚生年金基金制度は、昭和41年10月から実施され、以後毎年150前後の基金が設立されたが、昭和46年度に800基金を超えてからは基金設立のテンポは少し緩やかになり、昭和58年度末現在、1,043基金に達している。一方、加入者数は、昭和41年度末の50万人から急速に増え続け、昭和58年度末現在では、加入員は656万人で厚生年金の被保険者に対する割合も24%に達している(第5-11図)。

第5-11図 厚生年金基金の普及状況



基金の設立の形態には、企業が単独で設立する「単独設立」、親会社と子会社が共同で設立する「連合設立」、同種同業の中小企業が集まって設立する「総合設立」の3種類がある。

設立形態別に昭和58年度末でみると,単独401基金,連合370基金,総合272基金となっているが,加入員数では単独161万人,連合191万人,総合304万人となっており,総合基金は人数要件が原則として5,000人以上(単独・連合基金は1,000人以上)であることもあり,加入員に占める割合が46%と相対的に大きくなっている。

基金の年金受給者は,昭和42年頃から発生し,その後急速に増え続け,昭和57年度末で74万人に達している。また,平均年金額は加入期が短い者がいることもあり昭和57年度末では10.1万円となっているが,今後加入期間が長い受給者が増えるのに伴い,平均年金額も高くなっていくものと見込まれる。

企業年金は各企業の特質に応じた給付を行うことにより,個別の職域の特色を生かした制度設計ができることに大きな魅力がある。厚生年金基金の給付は厚生年金保険の老齢年金を代行する部分に終身にわたり上乘せしたものが一般的であるが,定年から厚生年金支給開始年齢まで独自の給付を行うつなぎ年金,定年から一定年齢まで毎年年金額をアップさせ実質価値を維持する逡増年金,退職による所得の激減をカバーするため退職後一定期間,給付を重点配分する年金などの例も見られる。

2) 適格退職年金

適格退職年金は,昭和50年度末で加入員数が459万人であったが,毎年増加し,昭和58年度末で実施企業約7万4千,加入員数687万人に達している。

適格退職年金においては,推計によれば,98%程度が年金ではなく一時金を受給しているのが実態となっている。

3) 企業年金の資産

厚生年金基金及び適格退職年金の財政方式は,加入員の受給権の保全等のため積立方式で運営されている。厚生年金基金の資産は昭和49年度末に1兆円を超え,その後毎年度20%以上の伸び率で増加し,昭和58年度末では8.8兆円に達しており,今後とも相当の増加が見込まれる。

適格退職年金の資産は,昭和58年度末で5.3兆円に達している。両制度を合わせると14兆円になるこれらの資産は社外に積み立てられており,その資産運用については信託会社または生命保険会社(適格退職年金については全国共済農業協同組合連合会を含む)で行うこととなっている。基金資産について委託割合をみると,信託会社は6.4兆円で73%,生命保険会社は2.4兆円で27%となっている。

本編

第5章 ゆるぎない年金制度の構築

第4節 年金をめぐる諸問題

1 企業年金の進展

(3) 企業年金の今後の課題

公的年金制度と並ぶ老後の所得保障の重要な手段として、企業年金に対する国民の期待が急速に増大するとともに、その資産の運用面でも関心が高まってきつつある。こうした状況の下で企業年金の今後の課題としては、次のようなものが挙げられる。

まず、第1に、人口構造の急速な高齢化、社会経済状況の変化、公的年金制度全般にわたる改革等の企業年金をめぐる環境の激変に対応し、老後の所得保障における企業年金の基本的役割及び公的年金制度等との関連を踏まえた企業年金の位置付けを明確にしていくことである。

第2に、現在、企業年金は厚生年金基金のほか、適格退職年金まで含めると、厚生年金被保険者の半数程度をカバーしているが、できる限り多くの被用者が加入できるよう、その普及育成対策を推進していくことである。このため、中小企業等も基金を設立しやすい条件の整備やより魅力ある給付内容とするために給付設計の弾力化を図るとともに、業務運営の改善合理化や諸般の施策を通じ、その普及育成を図っていく必要がある。

第3に、企業年金資産は加入員の将来の給付のための貴重な原資であり、その運用如何は企業年金財政に多大の影響を及ぼす。こうした観点から企業年金制度の本旨に即した効率的な運用のあり方について検討していく必要がある。

本編

第5章 ゆるぎない年金制度の構築

第4節 年金をめぐる諸問題

2 年金積立金の管理運用

年金積立金は、将来膨大化する年金給付の支払いのための原資であり、負担が増大する後代の被保険者のための積立てが行われるという意味で、世代間の負担の公平化に寄与する機能をもっている。昭和58年度末の厚生年金保険及び国民年金の積立金累積額は約44兆円に達している。

このような年金積立金は、年金財政の健全な運営に配慮して安全かつ有利に運用することが原則であり、現在、大蔵省の資金運用部に全額預託され、国の財政投融资の原資となっているが、年金積立金の使途としては、財政投融资計画の中で住宅、生活環境整備、厚生福祉等の国民生活の安定向上に直接役立つ分野に充てられている。また、毎年度の新規預託増加額の一定部分は、還元融資として年金福祉事業団等により被保険者等の生活の向上や福祉の増進に直接役立つ分野に運用されている(指標編参照)。年金積立金の管理運用については、金融自由化の進展に伴う資金運用環境の変化等を背景として、極力有利運用を図ること等の問題点が指摘されている。